第二十一号書式　（平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正）

昭和30年法律第144号による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金／弔慰金裁定証明書

公務員　（　氏　名　）

扶助料請求者〔遺族年金／弔慰金受給者〕

公務員との続柄

（　氏　名　）

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和30年法律第144号）による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）第4条第2項ただし書の規定の適用により戦傷病者戦没者遺族等援護法第23条第1項第1号に規定する場合の遺族年金／第34条第1項の規定による弔慰金を給すべきものと決定して〔証書／裁定通知書記号〕第　号（　年　月　日付け）の遺族年金証書／弔慰金裁定通知書を交付したことを証明する。

年　月　日

厚生労働大臣　印

備考　扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、扶助料請求者が遺族年金を受けたことがなく弔慰金を受けたときは、弔慰金の裁定について証明すること。